

社会福祉法人富岡町社会福祉協議会

令和 6 年度 第 4 回理事会議事録

1. 開催日時

令和 7 年 3 月 24 日 (月) 10 時 00 分 ～ 11 時 30 分

2. 開催場所

富岡町総合福祉センター 第 1・2 会議室

3. 出席者

・理事定数 10 名 出席 7 名

渡辺達生、寺島利文、末永博幸、堀本典明、遠藤則政

山本育男、飯塚裕之

(欠席者：新妻哲二、坂本和久、田中美奈子)

・監事 2 名 出席 2 名

原田八十治、三瓶光子

4. 提出議題

専決処分第 3 号 給与規則の一部改正について

議案第 12 号 定款の一部変更 (案) について

議案第 13 号 定款施行細則の一部改正 (案) について

議案第 14 号 経理規程の一部改正 (案) について

議案第 15 号 令和 6 年度一般会計資金収支補正予算 (案) について

議案第 16 号 令和 7 年度社会福祉協議会事業計画 (案) について

議案第 17 号 令和 7 年度一般会計資金収支予算 (案) について

議案第 18 号 被災者見舞金支給要綱 (案) の制定について

議案第 19 号 法人後見事業実施要綱 (案) の制定について

議案第 20 号 法人後見事業運営委員会設置要綱 (案) の制定について

議案第 21 号 生活援助資金貸付規程の一部改正について

議案第 22 号 第 2 回評議員会の招集について

5. 議事録作成者

社会福祉法人富岡町社会福祉協議会 富岡事務所総務係 木谷畑満美

6. 開会

1.開会あいさつ 穴倉事務局長	それでは只今より、「社会福祉法人富岡町社会福祉協議会 令和6年度第4回理事会」を開会致します。
2.会長あいさつ 山本会長	開催にあたり、山本育男会長より、ご挨拶申し上げます。 会長あいさつ
3.出席確認 穴倉事務局長	ありがとうございました。本日、理事10名中、本日は7名、監事2名中、2名が出席しております。定款第29条第1項に規定された、理事会の成立要件である、理事の過半数以上が出席しておりますので、本日の理事会は成立したことを確認させていただきました。
4.議長選出 穴倉事務局長	ここで議長の選出を行います。定款第30条の規定により、理事会の議長は理事の互選ととなっておりますが、慣例により会長に議長をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。
山本議長	<異議なしの声> 会長よろしくお願い致します。 それでは暫時、議長を務めさせていただきます。スムーズな議事進行にご協力をよろしくお願い致します。
5.議事録署名人 山本議長	審議に入る前に議事録署名人の指名を行いたいと思いますが、議事録署名人指名をどのようにしたら良いのかお諮り致します。
	<議長一任との声>
	はい。議長一任との声がありましたので、私から議事録署名人を指名させていただきます。 <u>議事録署名人に末永博幸理事。同じく飯塚裕之理事。お二人を指名させていただきます。</u> よろしくお願い致します。

7. 議事進行記録

山本議長	それでは議事に入ります。
6.専決処分第3号	専決処分第3号「給与規則の一部改正について」の件を議題と致します。なお、報告案件のため、採決は行いませんのでご了承下さい。内容の説明を事務局より求めます。
富沢係長	はい。議長。 [専決処分第3号について説明]
山本議長	はい。事務局からの説明が終了しましたので、質疑を承ります。何かございませんでしょうか。
寺島理事	給与表はどこの給与表を参考にして使っているのか？ P8、9とP10,11の違いがいまいち分からない。 同じ様なものを掲げているのではないか？
富沢係長	こちらは富岡町の行政職給与のテーブルをそのまま利用させていただいています。 勤勉手当、期末手当の倍率につきましても同じように町の方に準じています。
山本議長	はい。ありがとうございます。それでは専決処分第3号「給与規定の一部改正」の件を終わりに致します。
7. 議案第12号	議案第12号「定款の一部変更（案）」の件を議題と致します。内容の説明を事務局より求めます。
富沢係長	はい。議長 [議案第12号について説明]
山本議長	はい。事務局からの説明が終了しました。質疑を承ります。何かございませんでしょうか
堀本理事	定款の一部を変更することで第2条の(9)の障害福祉サービス事業の経営の定款を削除しないで残してもいいのではないかと今後やる予定はないとのご判断なのか、お聞かせ下さい。
穴倉事務局長	県の方からも今現在実施していない事業に関しては削除すべきとお話が以前ありました。 今後も人材確保の観点から障害福祉サービス事業の経営を再開するめどが立っておりませんので今のところは削除させていただいて人材確保や財源の確保の見通しが付いた場合は再度定款の変更をしまして事業を再計上したいと考えています。
山本議長	その他にございませんか？ 【異議なしとの声あり】 それでは質疑がない様ですので議案第12号「定款の一部変更（案）」について」の件を採決いたします。

	本案は原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。 【全員挙手】 全員挙手ですので本案は原案のとおり可決いたしました。
8. 議案第 13 号	議案 13 号「定款施行細則の一部改正（案）について」の件を課題といたします。内容の説明を事務局より求めます。
富沢係長	はい議長 〔議案第 13 号の説明〕
山本議長	はい。事務局より説明が終了しました。質疑を承ります。何かございませんでしょうか。
寺島理事	今回定款細則を変更するにあたって民生委員を民生児童委員に直した様ですが民生委員法の中では正式名称は民生委員児童委員協議会ということで略省では民生児童委員と言いますが本来ですと委員が抜けてるのでないかと思います。
穴倉事務局長	正式には民生委員児童委員の呼び方になっています。今回は社協の方で事務局になっております民生児童委員協議会からも推薦をもらいますのでそちらの団体名に合わせた形に標記されていますので若干誤差が出ていますのでご了承いただければと思います。
山本議長	その他にございますか？ 【異議なしとの声あり】 それでは質疑がない様ですので議案 13 号「定款施行細則の一部改正（案）についての」件を採決いたします。 本案は原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。 【全員挙手】 全員挙手ですので本案は原案のとおり可決いたしました。
9. 議案第 14 号	議案 14 号「経理規程の一部改正（案）について」の件を課題といたします。内容の説明を事務局より求めます。
富沢係長	はい議長 〔議案第 14 号の説明〕
山本議長	はい。事務局より説明が終わりました。質疑を承ります。何かございませんでしょうか。
寺島理事	公益事業の 2 つの中で成年後見事業ですが収支予算書の関係も出てくると思いますが具体的に富岡町社会福祉協議会でどなかたの成年後見とか 3 つに分かれてますよね。このなかで後見を受けるということなのか？利用者と事業者で利害関係が発生すれば成年後見人になれないのではないのか？

穴倉事務局長	この事業は当協議会では新たに開始します。近隣町村で社会福祉士、弁護士、司法書士などの専門職がないことです。社会福祉協議会の中でも県内会津地方に関しては先立って社協が後見人になっている。今回社協の方で立ち上げて利害関係になりますが 1 つ問題があるのは社協で介護保険サービスを行っています。介護保険サービスを行っている利用者の方に関しては利害関係が発生する可能性があるのではないかと認識はしています。。
寺島理事	そういう前例があるということですね。本来ならサービスを提供する側が後見人になれるはずがないです。利害関係が発生するので。社会福祉法人の場合はその様にやってきたと思います。富岡町社会福祉協議会も社会福祉法人なので同じことだと思います。そういう前例があって了解しているのならいいと思います。
山本会長	その他ございませんか？ 【異議なしとの声あり】 それでは質疑がない様ですので議案 14 号「経理規程の一部改正（案）について」の件を採決いたします。 本案は原案のとおり決するに賛成の方は挙手お願いします。 【全員挙手】 全員挙手ですので本案は原案のとおり可決しました。
10. 議案第 15 号	議案第 15 号「令和 6 年度一般会計資金収支補正予算の（案）について」の件を課題いたします。内容の説明を事務局より求めます。
富沢係長	はい議長 【議案第 15 号の説明】
山本議長	はい。事務局より説明が終わりました。質疑を承ります。何かございませんか？
遠藤理事	債券はどこのですか？
富沢係長	債券は、利付国債を購入したのですが 1 千 400 万のものになります。こちらを 10 年で購入しています。その際、額面から購入した金額から安く上がりまして 18 万 4 千円分だけ収入として上げています。
山本議長	その他ございませんか？ 【異議なしとの声あり】 それでは質疑がない様ですので議案 14 号「経理規程の一部改正（案）について」の件を採決いたします。 本案は原案のとおり決するに賛成の方は挙手お願いします。 【全員挙手】 全員挙手ですので本案は原案のとおり可決しました。

11. 議案第 16 号	議案第 16 号「令和 7 年度社会福祉協議会事業計画（案）について」の件を課題といたします。内容の説明を事務局より求めます。
迫主幹兼事業係	はい議長 【議案第 16 号の説明】
山本議長	はい。事務局より説明が終わりました。質疑を承ります。何かございませんか？
寺島理事	P38 の人事管理の強化及び人材育成の中で人事考課制度についてですが人事考課は制度は県から各法人に導入して下さいと指示があったと思うのですが富岡社協はいつから導入して人事考課する人とされる人の人間関係についてはどうなのか？ 人事考課は給料には直接跳ね返らないということなのですが、これの兼ね合いについてのご説明をお願い致します、
穴倉事務局長	人事考課は平成 30 年に導入しました。これが給料面に反映してるかと言うと現在していません。人事考課制度を実施している目的は期間を設定しまして各職員に事業の目標を立てて頂いてその目標に向かって遂行するということで目標に向かってどのようにやっていくかを主眼としてやっております。今のところ人事考課制度としてはその職員の方のモチベーションを上げるために目標設定を行っている形で実施しています。こちらはその後、担当の係長、事務局の方で職員の面談をしましてこちらを導入することによって職員が自分の所属長と局長と 1 対 1 でお話をする時間をもてるような形で運営しています。
寺島理事	平成 30 年から運営していると説明がありましたが過去今までやってきて導入しなくてはならないということなのか？それによって人間関係と人事考課について効果があるのか？ ご説明をお願いします。
穴倉事務局長	効果は職員が前年度行いまして次年度の目標を立てるときに前年度の事を考慮しながら目標を立てて遂行するという意味でも一定の効果はあると認識はしています。
山本議長	その他ございませんか？ 【異議なしとの声あり】 それでは質疑がない様ですので議案 16 号「令和 7 年度社会福祉協議会事業計画（案）について」の件を採決いたします。 本案は原案のとおり決するに賛成の方は挙手をお願いします。 【全員挙手】 全員挙手ですので本案は原案のとおり可決しました。
12. 議案第 17 号	議案第 17 号「令和 7 年度一般会計資金収支予算（案）について」の件を課題といたします。内容の説明を事務局より求めます。

富沢係長	はい議長 【議案第 17 号の説明】
山本議長	はい。事務局より説明が終わりました。質疑を承ります。何かございませんか？ それでは質疑がない様ですので議案 17 号「一般会計資金収支予算（案）について」の件を採決いたします。 本案は原案のとおり決するに賛成の方は挙手お願いします。 【全員挙手】 全員挙手ですので本案は原案のとおり可決しました。
13. 議案第 18 号	議案第 18 号「被災者見舞い金支給要綱（案）の制定について」の件を課題といたします。 内容の説明を事務局より求めます。
杉本係長	はい議長 【議案第 18 号の説明】
山本議長	はい。事務局より説明が終わりました。質疑を承ります。何かございませんか？
遠藤理事	見舞金の原資 2 点で災害とか山林火災で多くの方が被害にあっている。原資が不足している場合は？もう 1 点は半焼壊によるもの全焼壊、半焼壊も現状は同じではないか？ ただ区別しているだけだから一律 5 万円に出来ないのか？
穴倉事務局長	原資の件ですが私たちがやる事業では財源が乏しいのが現実です。 今回の目的に書いてある通り災害救助法にならないものを今回対象にしています。 基本的には大船渡の大規模火災は災害救助法に適用になった場合は社協では適用外となります。それはあくまでも国や県や行政の方でお願いをします。基本的には原資の補填は今のところ考えてはいません。あくまで小規模の自宅の火災とかに限定して行う様に考えていますのでご理解いただければと思います。金額の設定ですが近隣の社協の要綱を参考にさせていただいて全壊と半壊で区別しています。
山本議長	はい。事務局より説明が終わりました。質疑を承ります。何かございませんか？ それでは質疑がない様ですので議案 18 号「被災者見舞い金支給要綱（案）の制定について」の件を採決いたします。 本案は原案のとおり決するに賛成の方は挙手お願いします。 【全員挙手】 全員挙手ですので本案は原案のとおり可決しました。

14. 議案第 19 号	議案第 19 号「法人後見事業実施要綱（案）の制定について」の件を課題といたします。 内容の説明を事務局より求めます。
迫主幹兼事業係	はい議長 【議案第 19 号の説明】
山本議長	はい。事務局より説明が終わりました。質疑を承ります。何かございませんか？
堀本理事	P70 の第 5 条の高額な財産を所有せずにですが、どのあたりまで高額とみなすのか？ 考えが纏まってあるのであればお聞かせ下さい。P71 の第 7 条の秘密の保持でが啓発とかの文言で書いてありますが誓約書とか書いていただいて何かあれば対応するという考えているのか？お聞かせください。
穴倉事務局長	第 5 条の明確な基準はありません。この後、運営委員会で説明があるのですが受任する際は運営委員会にかけますのでそちらで社協が受任していいのか？許可を得てから受任になります。そのときに検討を考えています。社協としては法人後見には資産がない財産がないと後見人が付けられない方が安心して暮らしていける様に受け皿を作っていきたいと考えていますのでご理解いただければと思います。第 7 条の秘密の保持ですが教育啓発等は行っています。誓約書は今のところ考えてはいませんでした。こちらは大変責任重大な事業になりますので誓約書を取ることも前向きにさせていただきたいと思います。
寺島理事	2 つ質問があります。この事業は令和 7 年度から始めると思うのですが P72 の施行日は令和 7 年 4 月 1 日になるのではないですか？6 月にしたのは何か理由あるのか？ P70 の第 5 条に後見業務の対象者 P46 に主に身上監護と日常的な金銭管理ということで分かりやすいのですが、ここは財産管理にしないと整合性が出てこないと思います。
穴倉事務局長	第 5 条の整合性の文言は日常的な金銭管理を財産管理の標記に変更をさせていただきます。要綱の施行は令和 6 年 4 月 1 日からと訂正をお願いします。 定款変更等もありますので県の方に認可申請しまして許可を受けてから運営委員会を立ち上ても考えておりましたので 6 月 1 日に推測してやったのですが令和 7 年度から事業開始ですので切のいいところで令和 7 年度 4 月 1 日に変更して施工月日にさせていただきます。
寺島理事	この後に出てくる法人後見事業の運営委員会の施行日が令和 7 年 4 月 1 日になっています。4 月 1 日ではないと運営開始ができないと思います。
山本議長	はい。事務局より説明が終わりました。質疑を承ります。何かございませんか？ それでは質疑がない様ですので議案 19 号「法人後見事業実施要綱（案）の制定について」の件を採決いたします。 本案は原案のとおり決するに賛成の方は挙手お願いします。 【全員挙手】

15. 議案第 20 号 迫主幹兼事業係 山本議長	全員挙手ですので本案は原案のとおり可決しました。 議案第 20 号「法人後見事業運営委員会設置要綱（案）の制定について」の件を課題といたします。 内容の説明を事務局より求めます。 はい議長 【議案第 20 号の説明】 はい。事務局より説明が終わりました。質疑を承ります。何かございませんか？ それでは質疑がない様ですので議案 20 号「法人後見事業運営委員会設置要綱（案）の制定について」の件を採決いたします。 本案は原案のとおり決するに賛成の方は挙手お願いします。 【全員挙手】 全員挙手ですので本案は原案のとおり可決しました。
16. 議案第 21 号 杉本係長 山本議長 遠藤理事 穴倉事務局長	議案第 21 号「生活援助資金貸付規程の一部改正について」の件を課題といたします。 内容の説明を事務局より求めます。 はい議長 【議案 21 号の説明】 はい。事務局より説明が終わりました。質疑を承ります。何かございませんか？ 民生委員のなり手不足で負担が大きいので改善していただければと思います、 こちらは避難中ですので加味した内容で追記をさせていただきました。この正しい特別な事情ですが避難先でこれを借りたいという場合、基本は町内に前のように住んでいるのであれば寺島理事出席していますが寺島理事であれば王塚行政区が担当なんです。本来なら町内に住んでいる王塚行政区の方が寺島理事に申し出て承認をもらいその後、民生委員さんが定期的な見守りや支援を続けていくのですが今の現状ですと王塚行政区の方が郡山だったり遠方に住んでいるのが実態です。この前もいわきに住んでいる民生委員が大玉村に住んでいる方を承認をしました。その方とは会ったことも、面識もない状態で承認をしました。今の町民の方に居住実態に合わせて民生委員さんが支援できる様にこの文言を追加しました。なお、この資金を借りたいという方については、共通的な点としましては地域、社会と孤立している。家族とは疎遠。就労をしていない。かなり課題が多い人が見受けられますので、その様な方には貸付するのは手段であって目的ではないので貸付した後に寄り添う伴奏型支援が必要かと思います。貸付する方の近くに住んでいる方の民生委員さんにご協力をお願いしたいと思います。

寺島理事	民生委員は全国に 24 万人いまして福島県に 4 千 8 百人います。民生児童員と主任児童員を合わせた数字です。12 月 1 日に 3 年に 1 回の一斉改選があります。 現在富岡町の定数が 34 名です。病気や途中で退任した方がいて 28 名。12 月 1 日には是非 34 名のもとの形にしたいと思います。質問になるのですが生活援助資金貸付ですが富岡町社協単独事業ですよね。P43 に書いてある生活福祉資金貸付制度は県社協ということで県の民児協の会長会議の中で県社協で貸付してしているものについては民生委員のなりて不足も含めて報告だけにしようと申請はしなくてもいいですよ。とその地区の担当者に申請がありましたと県社協から報告するという話でした。今回の富岡町社協の生活援助資金の流れとしては担当民生委員が申請を受け付けて富岡町社協に申請を出すということですか？
穴倉事務局長	生活援助資金は震災前から行っています。申請自体は民生委員を始めに通して行う制度でした。実態は避難後に関しては民生委員さんにも申し出るよりは直接社協に来てその後に民生委員さんに連絡して共有するというのが実態です。この件に関しては検討をさせて頂いて全体的に規約の改定が必要になってくると思います。
山本議長	はい。事務局より説明が終わりました。質疑を承ります。何かございませんか？ それでは質疑がない様ですので議案第 21 号「生活援助資金規程の一部改正について」の件を採決いたします。 本案は原案のとおり決するに賛成の方は挙手お願いします。 【全員挙手】 全員挙手ですので本案は原案のとおり可決しました。
17. 議案第 22 号	議案第 22 号「第 2 回評議委員会の招集について」の件を課題といたします。 内容の説明を事務局より求めます。
山本議長	はい。事務局より説明が終わりました。質疑を承ります。何かございませんか？ それでは質疑がない様ですので議案第 22 号「評議委員会の招集について」の件を採決いたします。 本案は原案のとおり決するに賛成の方は挙手お願いします。 【全員挙手】 全員挙手ですので本案は原案のとおり可決しました。
穴倉事務局長	それではその他、理事皆様から何かございませんか？ 〈なしとの声〉 それではないことですので、事務局より事務連絡等何かございませんか？ ありません。

議事録の正確性を期する為、次のとおり署名する。

令和7年3月24日

議長

山本育男



議事録署名人

飯塚裕之



議事録署名人

末永博幸



監事

原田八十治



監事

三瓶光子





7

